

各 手 続 概 要

申請種類	概要	締切日	処理期間※
利用権設定申出	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借を行う際に必要な手続きです。	毎月15日頃 (11・12月は10日頃)	およそ1ヶ月
農地法第3条申請	農地を農地として、所有権移転や貸借などを行う際に必要な手続きです。	毎月15日頃 (11・12月は10日頃)	およそ1ヶ月
農地法第4条転用届出	市街化区域内において、所有権移転や貸借などを伴わない転用を行う場合に必要な手続きです。	随時	およそ1週間
農地法第5条転用届出	市街化区域内において、所有権移転や貸借などを伴う転用を行う場合に必要な手続きです。	随時	およそ1週間
農地法第4条転用申請	市街化区域外において、所有権移転や貸借などを伴わない転用を行う場合に必要な手続きです。	毎月15日頃 (11・12月は10日頃)	およそ2ヶ月
農地法第5条転用申請	市街化区域外において、所有権移転や貸借などを伴う転用を行う場合に必要な手続きです。	毎月15日頃 (11・12月は10日頃)	およそ2ヶ月
非農地証明願い	農地でなくなって概ね10年以上が経過し、農地に戻すことが困難な土地に対して出される証明書です。	毎月15日頃 (11・12月は10日頃)	およそ1ヶ月

※締切日は祝祭日により前後にずれることがあります。

※処理期間は農地の権利設定状況や書類の補正等により、表記より時間がかかる場合があります。